



No. 3 2025.1.2
発行：視覚支援センター
(山形盲学校 内)
TEL. 023-672-4116
文責：田中、佐藤、清野

見えない・見えにくい児童生徒への合理的配慮

学校では、見えない・見えにくい児童生徒が安全に安心して学習することができるよう�数々の配慮がなされていることだと思います。

今回は合理的配慮を行う法的根拠や視覚に関する配慮事項についてお伝えします。

1. 検査時に合理的配慮を行う法的根拠

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が令和3年に改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

〈合理的配慮の具体例〉

- (1) 難聴のため筆談によるコミュニケーションの際、弱視でもあるため太いペンで大きな文字を書いて行った。【意思疎通への配慮】
- (2) 文字の読み書きに時間がかかるため、デジタルカメラやスマートフォン、タブレット端末などで、撮影による記録を可能とした、【ルール・慣行の柔軟な変更】

〈留意事項〉

- (1) 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- (2) 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- (3) 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

※「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要です。次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられています。

- (例)小売店において、混雑時に視覚障害のある人から店員に対し、店内を付き添って買い物を補助するよう求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することを提案すること。【過重な負担(人的・体制上の制約)の観点】

※内閣府リーフレットより参照

2. テストに関する配慮事項

中学校では、多くの学校で定期テストが実施されています。学習したことがどのくらい理解できたか確認するよい機会になっています。小学校でも単元テスト等行われているところもあるかもしれません。

視覚に関する合理的配慮について、大学入試共通テストには以下のような「受験上の配慮」が挙げられています。

- (1)弱視生徒…文字解答(マークシート回答ができないとき)、拡大文字問題冊子(14pt または22pt)、時間の延長(1.3倍)、別室受験、視覚補助具の持参使用(ルーペ、拡大読書器など)、座席位置の指定、照明器具の使用、英語リスニング機器の操作補助など

(2)全盲生徒…点字解答、時間の延長(1.5倍)、別室受験、点字問題冊子、解答に必要な点字器(パーキンスブレイラー、そろばん等)の持参使用、英語リスニング機器の操作補助など

拡大文字問題、点字問題は通常の問題よりもページ数が多くなることや、視覚に障がいのある児童生徒は図の読み取りに時間がかかることから、時間の延長が配慮事項として認められています。その他の配慮についても、障がいによっての不利益がないように認められたものです。

ただし、これらの配慮を受ける際には、学校における「これまでの取り組み」等の資料を提出する必要があります。学校での定期テスト等に合理的配慮を行っていない場合には、児童生徒の受験時に配慮が認められない場合もあります。そのため、普段の学校でのテストの際に、時間の延長や使用する視覚補助具などを担任の先生と確認して実施しておくことが大事です。

3. 学校生活での必要な配慮

視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材及び音声教材等、各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し、主体的な学習ができるようになるなど、児童の視覚障がいの状態等を考慮した指導方法を工夫することが大事です。

- 【例え】
- ・正しい姿勢で読み書きできるよう傾斜のついている机を準備する。
 - ・白や黄色のチョークを使用し、必ず声で読み上げながら板書する。
 - ・プリントは、拡大したり白黒反転文字にしたり等、見やすさを本人に確認しながら作成する。
 - ・遠くのものや小さいものは iPad 等で撮影し、拡大して手元で見られるようにする。 など

また、視覚障がいのある幼児児童生徒の場合、身体の動きなどを模倣することを通して基本的な運動・動作を習得することは、困難であることが多いです。そこで、姿勢や身体の動きについて、教師の身体や模型などを直接触って確認した後、幼児児童生徒が自分の身体で、その姿勢や動きをやってみることを繰り返し学習します。合わせて、教師が動き等を口頭で説明したり手を添えたりして、正しい姿勢の保持や運動・動作を習得できるよう支援することが大切です。

個別の指導計画に、教材等に係る合理的配慮の内容を明記して、指導内容と同様に活用した教材・教具とその工夫についても記録しておき、有効な支援を継続していきましょう。

実際に児童生徒の見え方によって必要な配慮は変わってくるため、どこまでが必要な合理的配慮なのか迷われる場合もあると思います。そのような時には視覚支援センターにご相談ください。児童生徒が意欲的に学習に取り組むことができるよう支援していかなければいいですね。

参照 URL

・障害者差別解消法が変わりました！(内閣府リーフレット) QRコード →
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html



・令和3年度大学入学共通テストにおける受験上の配慮について
https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/R3_hairyo_.html